

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱

平成22年4月1日付け21農振第2326号

最終改正 平成29年3月31日付け28農振第2257号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

第1 趣 旨

ダム、頭首工、揚水機場等の基幹的農業水利施設の管理については、その操作等が周辺地域に大きな影響をもたらすことから、その安全管理の徹底を図っているところであるが、事故や事故につながるおそれのある事例の発生、災害等の緊急時における対応等、土地改良施設には種々のリスクが内在しており、それらのリスクの管理が重要なものとなっている。

特に、土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により、電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止され、平成38年度までに全てのPCB廃棄物を処理することとされたところである。

しかしながら、土地改良施設に係るPCB廃棄物の多くが未処理となっており、その漏えい等による環境汚染や紛失等のリスクが顕在化していることから、適正な管理及び処理が喫緊の課題となっている。

このため、土地改良施設に係るPCB廃棄物によるリスクの軽減を図るための対策を実施することにより、環境被害等を未然に防止するとともに、土地改良施設の適正な管理に資するものとする。

第2 事業内容

1 収集運搬に要する経費

土地改良施設の管理者（以下「施設管理者」という。）が保管するPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成し、その確実かつ適正な処理を推進する。

2 保管施設の補修等に要する経費

高濃度PCB廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）第2条第2項に規定する高濃度PCB廃棄物をいう。以下同じ。）の保管施設の補修等に要する経費を助成し、適正な保管を図る。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、施設管理者である土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）が適当と認める者とする。

第4 採択要件

- 1 施設管理者が管理する土地改良施設に、PCB廃棄物特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物が存在すること。
- 2 第2の2の事業にあつては、施設管理者が管理する土地改良施設に存在するPCB廃棄物が次の要件を満たすものであること。
 - (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ処理登録済み又は登録申込書を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に提出済みの高濃度PCB廃棄物であること。
 - (2) 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に係る指導体制の整備について」（平成17年12月16日付け17農振第1408号農村振興局企画部長・整備部長連名通知）別紙様式2に基づきPCB廃棄物処理等対策委員会が実施する処理状況調査に報告されている高濃度PCB廃棄物であること。

第5 事業実施期間

第2の1の事業の実施期間は、平成22年度から平成38年度までの17年間とする。
第2の2の事業の実施期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、本事業の採択を希望するときは、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書を作成し、都道府県知事に申請するものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から土地改良施設PCB廃棄物処理計画書を添付し本事業を実施したい旨の申請があり、これを適当と認めるときは、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出のあった事業採択申請書を審査し、これを適当と認めるときは、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事に採択する旨の通知をするものとする。
- 4 都道府県知事は、3により地方農政局長等から事業採択された旨通知を受けたときは、農村振興局長が別に定めるところにより、遅滞なくその旨を事業実施主体に通知するものとする。

第7 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第8 事業実施結果の報告

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第9 推進指導

国及び都道府県知事は、本事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、事業実施主体に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第6条及び第7条に定める処理期限まで確実に処理するよう、必要な指導又は調整を行うものとする。

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。